

00039

# 鳥取縣公報

規

則

◇鳥取縣規則第七〇号

縣外移出家畜(牛、馬、豚)の證明書手数料徵收規則を  
次のように定める

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

、縣外移出家畜の證明書手数料徵收規則

第二條 家畜傳染病予防法第二十條の二による證明書手  
数料は左の通りとする

手数料

健康証 明書料 証明書用家畜 又は再交付料 証明書の書換

成牛馬 五〇円 五〇円 一五円 二五円

犢駒豚

第二條 前條の證明書手数料は證明書の交付を受けると

新任者	解任者	職務執行区域	任免年月日
石川 照美	米原 享	東伯郡船村	昭和二十三年九月四日
佐々木安祥	松中輝美	西伯郡彦名村	同七月二十日

昭和二十三年十月八日  
第十九百五十号 金曜日

附則

この規則は昭和二十三年十月一日からこれを施行する  
とき證明書の書換又は再交付手数料はその請求をすると  
きこれを納付しなければならない

◇鳥取縣告示第四百九十六号

農林水産業調査員を次のように任命し新任者は農林水產  
業調査指導員に任命した

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

、

00040

◆鳥取縣告示第四百九十七号  
昭和二十三年七月二日次の通り定置漁業権存續期間更新  
を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第六一一号

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

二、漁業権者 東伯郡下中山村 下山村漁業会

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

三、漁業の種類及び名称 定置漁業合網類漁業鮪大謀網

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年七月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

至同二十六年七月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

五、漁獲物の種類 たい、いさぎ、鰯、ひら

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

六、漁業時期 自六月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

至十月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

七、漁業権存續期間 自昭和二十八年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

至同二十八年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

八、條件制限

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

(一) 五馬力以上の機船を使用してはならない。

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

(二) 地先専用漁場内で操業してはならない。

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

(三) 隣接漁業会から出願のあつたときは漁場を變更す

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

(四) 知事が必要ありと認めたときは既に与えた免許を取消すことがある。

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

九、漁業の種類及び名称 特別漁業第四種漁業鮪船曳

葛網漁業

十、漁業権存續期間 自昭和二十三年九月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

至同二十八年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

十一、漁業権者 東伯郡赤崎町 漁業会

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

十二、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

十三、漁場の位置 東伯郡赤崎町 漁業会

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

十四、漁業権存續期間 自昭和二十三年九月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

至同二十六年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

十五、漁業権存續期間 自昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

至同二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

十六、漁業権者 西伯郡崎津村 漁業会

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

十七、漁場の位置 西伯郡崎津村沖合

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

一、免許番号 第六一三号  
二、漁業権者 西伯郡崎津村 崎津村漁業会  
三、漁場の位置 西伯郡崎津村沖合  
四、漁業の種類及び名称 定置漁業掛網類漁業鮪垂網  
五、漁獲物の種類 より ばら、くろだい、すやき、さ

六、漁業時期 自四月一日 至十二月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

七、漁業権存續期間 自昭和二十三年九月二十八日 至同二十六年九月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

八、條件制限  
(一) 日没から未明までの間船網の一端に水面上高さ二  
米の位置に赤色標識燈を掲揚すること。  
(二) 知事が必要ないと認めたときは既に与えた免許を  
取り消し又は更に條件制限を附することがある。

◆鳥取縣告示第五百号  
昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新  
を免許した。

昭和二十三年八月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

一、免許番号 第一五〇号  
二、漁業権者 気高郡青谷町 青谷町漁業会

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年八月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

至同二十八年八月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

五箇年

鳥取縣知事 西 尾 愷 治

## ◆鳥取縣告示第五百二号

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第一四九号

二、漁業権者 氷高郡浜村町

正條村漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年八月二十四日至同二十八年八月二十三日

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第一四八号

二、漁業権者 氷高郡酒津村

酒津村漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年八月二十四日至同二十八年八月二十三日

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第一四六号

二、漁業権者 岩美郡田後村

田後村漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年八月二十四日至同二十八年八月二十三日

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第一四五号

二、漁業権者 東伯郡赤崎町大字赤崎

赤崎町漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年八月二十四日至同二十八年八月二十三日

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新を免許した。

## ◆鳥取縣告示第五百七號

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第一五二号

二、漁業権者 東伯郡赤崎町大字赤崎

赤崎町漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年八月二十四日至同二十八年八月二十三日

昭和二十三年八月二十三日次の特別漁業権存續期間更新を免許した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、免許番号 第一五三号

二、漁業権者 西伯郡御來屋町 御來屋漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第八種漁業いら漬

四、漁業権存續期間 自昭和二十三年八月二十四日至同二十八年八月二十三日

五箇年

健康保険法、船員保険法に基、歯科医師である保険医を次のように指定した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

科名 名 称 所 在 地 保 险 医

歯科 三島歯科 米子市博勞町 一丁目一三五 三島邦夫 昭和二十三年月 日

00044

同 吉田歯科 西伯郡境町 京町一七一 吉田倭子 同

## ◆鳥取縣告示第五百九號

國民健康保険組合の事業を行つてゐた次の法人に対し組合事業の代行廃止を許可した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 農業会の事業代行廃止

1、事業を廃止した法人名及び所在地  
法人名 根雨町農業会

所在地 日野郡根雨町大字根雨四〇九番地

2、廢止許可の年月日 昭和二十三年十月八日

## ◆鳥取縣告示第五百十號

國民健康保険を行う次の村に対し國法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

1、國民健康保険を行う村 日野郡米澤村

00045

00045

住 所 氏 名

鳥取市元魚町二丁目

上山 友子

同 同本町四丁目

中村 みつ

米子市東倉吉町

巽 智恵子

同茶町

矢田具やえの

同糀町

八谷 静枝

同尾高町

藤井 玲子

二、普通地区普通店  
鳥取市、米子市の中一以外の店及びその他の町村

## ◆鳥取縣告示第五百十三號

開墾工事補助規程を次のように定める。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 開墾工事補助規程

第一條 知事は開墾工事を促進するためこの規程により  
毎年度予算の範圍内で補助金を交付する。

第二條 補助金は知事の適當と認める團体若しくは個人

の行う左に掲げる事業に要する費用に對して、これを交付する。

一、政府又は縣が農地開発建設工事を施行する地区で建設工事以外の開墾工事

二、第二條第一号以外の地区の開墾工事

第三條 補助金の率は左の標準による。  
一、第二條第一号の事實を行う者にあつては別にこれを定める。

二、第二條第一号の事業を行う者にあつては事業費の二割以内

第四條 補助金の交付を受けようとする者は申請書(様式第一号)に左に掲げる書類を添付してこれを知事に提出しなければならない。

一、開墾計画書

第一條 知事は開墾工事を促進するためこの規程により  
毎年度予算の範圍内で補助金を交付する。

第二條 補助金は知事の適當と認める團体若しくは個人

00044

## ◆鳥取縣告示第五百十一號

昭和二十三年五月三十一日存續期間満了に因り次の特別漁業権の消滅を登録しこれを抹消した。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 一、免許番号 第六〇七号

二、漁業権者 東伯郡赤崎町 赤崎町漁業会

三、漁業の種類及び名称 特別漁業第四種漁業鯛船曳網

四、漁業権登録年月日 昭和二十三年九月二十七日

## ◆鳥取縣告示第五百十二號

昭和二十三年八月廣島地方物價事務局告示第百十三號(美資料金の統制額指定の件)附記三の規定によつて店舗の等級を次のよう指定する。

昭和二十三年十月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、普通地区特級店

鳥取縣知事 西 尾 愛 治





## 三、入植及び農業計画

(一) 入植戸数

(二) 農業經營規模

(三) 農業經營組織

(四) 部落の形態

(五) 住宅施設等計画の概要

## 別紙明細

## 二〇(三) 土地配分

## (1) 土地利用区分

区 分	地区 総面積	耕 地	附 带 地	烟 田	宅 地	公共施設用地	幹線道路水路敷地	幹線防風林地	その他の	計画面積	摘要	要

区 分	附 带 地	烟 田	宅 地	計	標準面積	摘要	要
用地者 増反者				計	一戸当配分基準	摘要	要

註 附帶地は適宜内訳を設計或は摘要欄に説明を加えること。

00051

00050

種 別	畠 畑	附帶地	宅 地	その他	計画戸数	同 上	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	摘要	
一、建設工事												

## 二の(六)

## 工事年度割予定

種 別	支派線道路	開 烟	開 田	幹線道路	計	同 上	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	摘要	
二、開墾工事												

## 二の(七)

## 事業に要する費用予算並びにその年度割予定

種 別	堰 壁	計	同 上	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	摘要
一、建設工事								

種 別	工 事 費	計	同 上	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	摘要
二、開墾工事								





00056

00057

00058

同青谷町

濱村

三八五六 四中千代

同倉吉町

新町 一丁目

有限責任倉吉生活協同組合長

同吉岡村 吉岡

四五一次 中田辰一

同濱村町

濱村

五五ノ三 谷川博通

同小鴨村

中河原

五四〇ノ十 荒尾美喜雄

山本武雄

組合長 西田莊

同青谷町

同

三八五三 鉄永三郎

同大和村

横枕

四五八 宮本懋

同砂見

中砂見

大谷久惠

同大和村

寺内

六五八 湯川徳男

同逢坂村

山宮

三六三ノ四 逢坂村農業協同組合長 山根清太郎

同勝谷村

今在家

東伯郡赤崎町 赤崎

同東郷村

周上中山村

八重 一五七ノ二

同大誠村

瀬戸

一五四六 大誠村農業協同組合長 前田豊秋

同榮村

龍谷

一五三 山崎政一

同舍人村

白石

一九八 田中操

同

六〇ノ五

赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

六八二 拝井なか

同

六三七 福井善九郎

同

一九八 赤崎町農業協同組合長 前田豊秋

同

一九八 勝谷村農業協同組合長 前田豊秋

同

一九八 濱戸

一五四六 大誠村農業協同組合長 前田豊秋

同

一九八 田中操

同

六〇ノ五

赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

六八二 拝井なか

同

六三七 福井善九郎

同

一九八 赤崎町農業協同組合長 前田豊秋

同

一九八 勝谷村農業協同組合長 前田豊秋

同

一九八 田中操

同

六〇ノ五

赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

六八二 拝井なか

同

六三七 福井善九郎

同

一九八 赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

一九八 田中操

同

六〇ノ五

赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

六八二 拝井なか

同

六三七 福井善九郎

同

一九八 赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

一九八 田中操

同

六〇ノ五

赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

六八二 拝井なか

同

六三七 福井善九郎

同

一九八 赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

一九八 田中操

同

六〇ノ五

赤崎町農業協同組合長 健代市次

同

六八二 拝井なか

同

六三七 福井善九郎

同

一九八 赤崎町農業協同組合長 健代市次

00059

同 同下中山村 田中 二〇七 今井千代子

同倉吉町 銀治町二丁目二九一八中村 久 七七四 藤田輝雄

同上井町 上井 三二〇ノ一 上井町農業協同組合長 谷本潔

同西郷村 長瀬 二九一ノ二 西郷村同 倉繁良逸 八屋

同長瀬村 西伯郡淀江町 一一五九 長瀬村同 清水利二 淀江

同 西伯郡淀江町 二九一ノ二 尾澤守正 二九一ノ二 尾澤守正

同 長瀬 二九一ノ二 足立正弘 二九一ノ二 足立正弘

同 中浜村 小篠津 五八五 松良美起男 八六五 木村 実

同 手間村 古御堂 九三七ノ一 手間村農業協同組合長 吉持恒 一六九 河合益彦

同 庄内村 佐斐神 三五九七 大崎 一七五二ノ一 浜田房子

同 外江町 佐斐神 一〇八七 中浜村生活協同組合長 三五九七 中浜村生活協同組合長

同 滝津村 大崎 一七五二ノ一 木村政榮 一六九 河合益彦

同 和田村 同 三五〇六 黒見幸栄 一八一九 米田愛子

同 中浜村 同 一九一ノ一 尾澤守正 一九一ノ一 尾澤守正

同 日吉津村 日吉津 三六七 日吉津村同 高口徳重 三六七 日吉津村同 高口徳重

同 余子村 中野 二九一三 西 まひ 二九一三 西 まひ

同 渡村 渡 二二三 渡 村同 門脇龟榮 二二三 渡 村同 門脇龟榮

同 和田村 五四九二 和田村同 森協義雄 一七二 渡 村同 門脇龟榮

同 所子村 國信 五四九二 附子村同 金田守夫 五四九二 附子村同 金田守夫

同 余子村 竹内 二二五 余子村同 山本 瞳 二二五 余子村同 山本 瞳

同 大篠津村 妻木 二二五 余子村同 山本 瞳 二二五 余子村同 山本 瞳

同 高麗村 小篠津 五六四 永見義彙 二二五 余子村同 山本 瞳

同 中濱村 佐斐神 一〇四 六 水井 潤 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 小篠津 七〇四 木村 傳 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 佐斐神 六四〇 水見義彙 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 小篠津 六〇七 足立清訓 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 佐斐神 八八五 太田孝正 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 漢江 小篠津 一〇四 六 水井 潤 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 佐斐神 六〇七 吹野泰三 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 漢江 六〇〇 太田孝正 二二五 余子村同 山本 瞳

同 同 佐斐神 八八五 猪熊榮彦 二二五 余子村同 山本 瞳

同境町 本町 一〇一 境町消費生活協同組合長 関本玉蔵

同彦名村 彦名村農業協同組合長 高森勝義

同成実村 石井 三二二 成実村同 齊木光昌

同大高村 尾高 八六ノ一 逢坂村同 井上金重

同御來屋町 淀江 五三七ノ一 淀江町同 角 愛吉

同淀江町 淀江 五三七ノ一 淀江町同 角 愛吉

同春日村 上新印 二三九ノ一 春日村同 奥山啓次

同富益村 小篠津 七六一ソ一 富益村同 松本政好

同庄内村 富長 七四六 庄内村同 鍋倉岩雄

同夜見村 福成 二二七九 天津村同 景山 孟

同天津村 大崎 二二八五 夜見村同 元椿 節

同 滝津村 敷屋 九八ノ三 小川光枝

同中浜村 小篠津 五六二 中浜村同 永井信義

同五千石村 八幡 六九二ノ一 五千石村同 深田武雄

同巖村 敷屋 九八ノ三 小川光枝

同 大崎 一一八五 崎津村農業協同組合長 松本正季

同 滝江町 淀江 八幡 二二七九 天津村同 景山 孟

同 縣村 高松 五五九 村田方平

同 余子村 阿部安雄 七七五 寺谷 栄

同 外江町 蚊屋 二八四ノ五 農村同 大山初太郎

同 渡村 渡 二〇七二 外江町農業協同組合長 濱田 浩

同 境町 朝日 二四一三 山中品造

同 末廣町 中町 五一 戸田友次

同 本町 一〇三 里見長利

同 日ノ出町 五八 長谷川周太郎

同 渡辺重吉

同 猪熊榮彦 一八 境町農業協同組合長 佐々木武義

00062

同余子村	竹内	六六四	新、乙市	同	根雨	四一五ノ一	橋谷真澄				
同上長田村	大木屋	一六一	矢田貝勝美	同日野上村	矢戸	一一九六ノ四	田辺令吉				
同光德村	東坪	二	光德村農業協同	同	同	一一九三ノ五	足羽勝太郎				
同御來屋町	奥谷	九二五	後藤壽治	同溝口町	溝口	二三五	瀬尾義博				
同成実村	日吉津	九四四	立林彦三郎	同大和村	佐陀	四八一	大和村農業協同				
同日吉津村	日吉津	三七五	中野喜博	同尚徳村	樺原	一〇九二	組合長 長谷川勝馬				
同大和村	佐陀	四八一	大和村農業協同	同法勝寺村	鴨部	一四一七ノ一	尙徳村同				
同幡鄉村	大殿	一〇九二	組合長 長谷川勝馬	同阿昆蘇村	下阿昆蘇	一六一七	鶴見由三郎				
同幡鄉村	大殿	一〇九二	幡鄉村同	同大高村	尾高	一六八四	吉木育子				
同尚徳村	樺原	一四一七ノ一	幡鄉村同	同米澤村	宮市	三六六ノ一	原田良雄				
同法勝寺村	鴨部	一六一七	影山仙治	同黑坂町	宇音	一一三六	稻田利正				
同阿昆蘇村	下阿昆蘇	三七六	遠藤八重子	同日光村	大坂	七六七	木村義之				
同根雨町	上町	真島貴男	同日光村	大坂	七六七	遠藤覺重	同江尾町	江尾	久古	一二七九	中原眞彌
			同根雨町	上町	三六四	山中保	同溝口町	溝口	六七四ノ一	永江清	白石秀之

昭和二十三年十月八日  
同溝口町行  
同溝口町行

取締会報

同溝口町行  
同溝口町行